

悪質商法にご注意ください

震災に関連した便乗商法や保証金詐欺などの悪質商法の被害が発生しています。

*今回、実際に発生した事例

- 見知らぬ業者が訪れ「地震で瓦が落ちているので修理が必要だ。すぐに屋根の修理工事をした方がよい」と強引に勧誘され、契約したが解約したい。
- 大きな余震があった後、「地震関連情報」とのタイトルのメールが届いた。クリックしたら、出会い系サイトに登録され、法外な金額を請求された。

*阪神淡路大震災の際にみられた悪質商法の事例

- 「当面の生活費などを貸し出すので返済保証金を入金してくれ」と保証金名目で入金させるが、貸し出しは実行されない。
- 「当社と被災家屋の修理契約をすれば、行政から補助金が出る」などと虚偽の勧誘を行い、壊れた住宅の屋根や壁の修理契約を勧誘する。

少しでも不審に思う場合は、すぐに契約をせずに、下記へご相談ください。

◆震災に関連する悪質商法110番

0120-214-888

独立行政法人国民生活センターに相談窓口を開設しました。

開設日時：毎日10時～16時（土日祝日含む）

対象地域：岩手県、宮城県、福島県

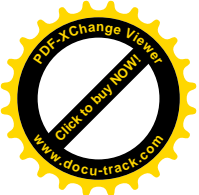
◆消費者ホットライン 0570-064-370

身近な自治体の消費生活相談窓口をご案内しています。

※震災により一部自治体では窓口が閉所しているところがあります。

消費者庁・国民生活センター

(問い合わせ先)消費者庁 03-3507-8800



「震災に関連する悪質商法 110 番」の開設について

平成 23 年 3 月 25 日
消 費 者 庁
(独)国民生活センター

東北地方太平洋沖地震により、消費生活センター等が被害を受け、相談を実施できない地域もあることから、こうした地域をバックアップするため、3月27日(日)10時より独立行政法人国民生活センターに「震災に関連する悪質商法 110 番」を開設いたします。

○電話番号

0 1 2 0 - 2 1 4 - 8 8 8

○窓口開設日時

土日祝日も含め毎日 10 時～ 16 時

○苦情相談の対象

震災に関連した消費者トラブル

○対象地域

岩手県、宮城県、福島県

○対応

苦情相談内容は速やかに消費者庁に集約し、分析の上、消費者への情報提供や注意喚起に活用する。また、消費者庁から被災者生活支援特別対策本部に必要な情報を提供することとする。

【問い合わせ先】

消費者庁地方協力課

電話：03-3507-9174

国民生活センター相談部

電話：03-3443-8359